

## 堺市農地利用最適化推進委員の選任等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第17条第1項の規定による農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の選任手続等について、法、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。第4条において「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(推薦の求め等の期間)

第2条 法第19条第1項の規定による推薦の求め及び募集（次条において「推薦の求め等」という。）の期間は、その開始の日から起算して28日間とする。ただし、農業委員会が特に必要と認める場合は、これを延長することができる。

(推薦の求め等の周知)

第3条 農業委員会は、推薦の求め等を行うときは、募集時期、応募方法等の推薦又は応募に必要な事項について、本市の広報紙及びウェブサイトに掲載すること等により、その周知を図るものとする。

(推薦手続等)

第4条 法第19条第1項の推薦をしようとし、又は同項の募集に応募しようとする者は、省令第11条第1項の書類として、次の各号に掲げる場合に依じて当該各号に定める書面を堺市農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 個人が推薦する場合 堺市農地利用最適化推進委員推薦申込書（個人推薦用）（様式第1号）
- (2) 法人又は団体が推薦する場合 堺市農地利用最適化推進委員推薦申込書（法人又は団体推薦用）（様式第2号）
- (3) 応募する場合 堺市農地利用最適化推進委員応募申込書（様式第3号）

(公表)

第5条 法第19条第2項の規定による公表は、本市ウェブサイトに掲載することにより行う。

(堺市農地利用最適化推進委員候補者選定庁内委員会)

第6条 法第19条第1項の推薦を受けた者及び同項の募集に応募した者（次条においてこれらを「被推薦者等」という。）のうちから、推進委員の候補者（以下単に「候補者」という。）として適する者を選定するため、堺市農地利用最適化推進委員候補者選定庁内委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 候補者の選定に係る審査基準の審議に関すること。
- (2) 候補者の選定に係る被推薦者等についての審議及び審査に関すること。

(組織)

第8条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（第10条においてこれらを「委員等」という。）で組織する。

2 委員長は、農業委員会会長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、農業委員会会長代理の職にある者をもって充てる。

4 委員は、農業委員会事務局長、農業委員会事務局次長及び農水産課長の職にある者をもって充てる。

（委員長の職務等）

第9条 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第10条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員等の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員等（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員等は、自己の利害に関係する議事に加わることができない。

5 第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、大規模災害や重大な感染症に対する対策を講じる必要がある場合等で、急を要する案件が生じた等、真にやむを得ない場合においては、委員長の決するところにより、対面による会議によらずに議決を行うことができる。

6 前項の議決を行う場合は、当該案件について、各委員等に正確かつ同一の案件説明がなされていることを前提としなくてはならない。

（関係者の出席）

第11条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（推進委員の委嘱）

第12条 農業委員会は、委員会が選定した候補者について、農業委員会の総会の承認を得て、推進委員として委嘱するものとする。

（庶務）

第13条 委員会の庶務は、農業委員会事務局において行う。

（推進委員の補充）

第14条 農業委員会は、解職、失職及び辞任等により推進委員に欠員が生じた場合は、この要綱に定める手続により、速やかにその補充に努めるものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、推進委員の選任手続等について必要な事項は、農業委員会事務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成２９年２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年１月１４日から施行する。

附則

この要綱は、令和２年４月１５日から施行する。

附則

この要綱は、令和２年１１月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和５年１月２６日から施行する。